

事業者のみなさま

障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

障害の有無に関わらず、互いに尊重しあう共生社会を目指す「障害者差別解消法」が改正され、令和6年4月1日から事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。

「障害者差別解消法」とは？

行政機関や事業者等に対して、

- ① 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止
- ② 合理的配慮の提供

について求め、共生社会の実現を目指しています。

「事業者」とは…

- ・商業その他の事業を行う企業、団体、店舗
- ・個人事業主、ボランティア団体
営利・非営利等も問いません。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

障害のある人に対して正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否・制限・条件づけること。

(例)

- ・障害を理由に窓口での対応を断る。
- ・障害を理由に介助者の同伴を求める。
- ・障害のある本人を無視して同伴者のみに話しかける。

「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人から、社会的障壁を取り除くための対応を必要とする意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

(例)

- ・店内撮影禁止だが、弱視のため、タブレットで撮影・拡大して商品を確認したい。
→商品確認のための撮影は認める。
- ・自分で書くのが難しいため、代筆してほしい。
→代筆で問題ない場合は、本人の意思を確認しながら代筆する。

※社会的障壁

障害のある人にとって、生活を送るうえで支障となるもの。利用しにくい施設や制度等だけでなく、障害のある人の存在を意識していない慣習や障害に対する偏見等の意識的なものもこれに当たります。



他の事例は
こちらから↓



「合理的配慮の提供」のプロセス

～していただけますか？

～で困っています。



～という対応は
いかがですか？

それをお願いします。



① 申出

障害のある人から、社会的障壁を取り除くための対応を必要とする旨の意思表示を受けます。

この意思表示は、言語(手話を含む)、筆談、ジェスチャー等、様々な手段での意思表示をいいます。また、本人の家族や支援者等により本人の意思が伝えられる場合も含まれます。

② 調整

申出の内容について、事業者等と障害のある人で話し合い、共に解決策を検討します。(=建設的対話)

合理的配慮は、事業者等の負担が重すぎない範囲での提供になります。申出内容に沿えない場合は丁寧に説明し、代替案を出す等の対応をします。

解決に向けて相互に話し合う
「建設的対話」を通じて
調整することが重要です！

③ 提供

②で調整した対応を実施します。

京都市障害保健福祉推進室では、 事業者のみなさまからの御相談もお受けします！

京都市では、令和6年4月1日から、障害を理由とする差別等に関する相談窓口として、専門相談員を設置しています。障害のある人からの相談はもちろん、事業者の皆様からの相談にも対応します。

「このような合理的配慮の申出があったけれど、どう対応すればよいだろう…」

「今後障害のある人にもスムーズに対応できるようにするには、何をすればよい？」

などのお困りごとは、下記専用ダイヤルまで御相談ください。

<京都市相談専用ダイヤル> 平日8:45~17:30

075-222-4565